

錦江町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

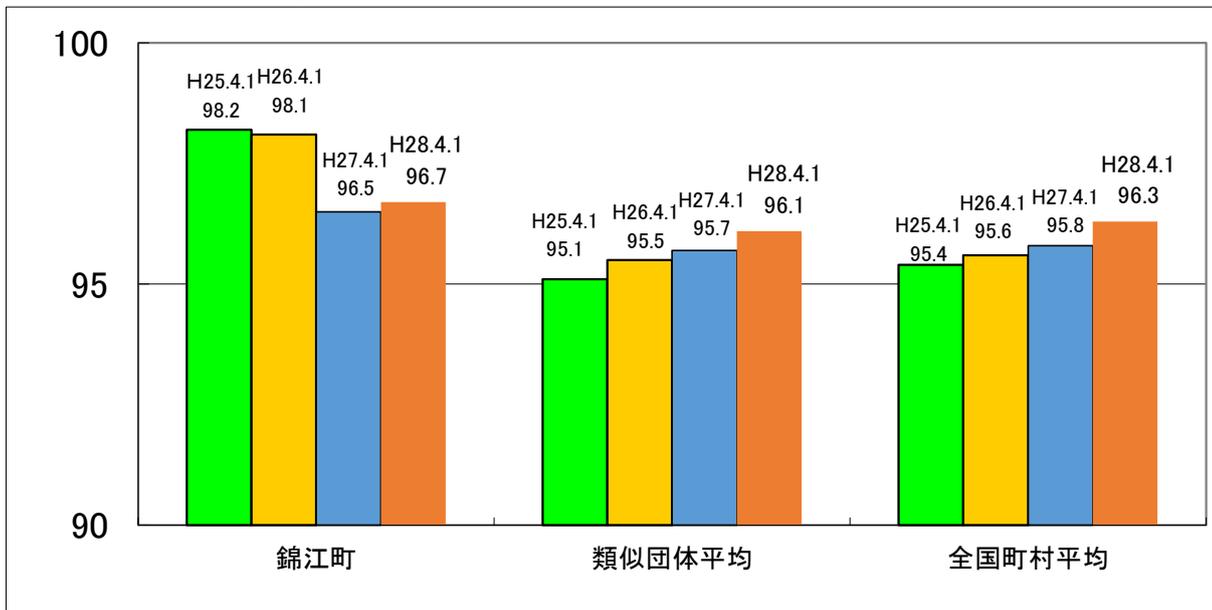
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	
平成27年度	8,227	6,477,376	66,466	989,885	15.3	14.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型Ⅱ-0 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
平成27年度	116人	473,236千円	43,684千円	183,916千円	700,836千円	6,042千円	5,650千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置が無いとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
平成27年度	円	円	円 (%)	%	%

(参考) 国の改定率	%
---------------	---

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

※ 本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
平成27年度	月	月	月	月	月

(参考) 国の年間 支給月数	月
----------------------	---

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、1級のみ据え置きとし、高年齢層については、最大4%の引下げ。激変緩和措置のため、当分の間の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当は支給していないため対象外。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当については、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
錦江町	44.6 歳	335,800 円	368,654 円	363,088 円
鹿児島県	44.9 歳	328,300 円	404,242 円	362,366 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.8 歳	307,432 円	353,054 円	336,977 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
錦江町	50.6 歳	15 人	292,300 円	306,500 円	301,127 円	—	—	—	—
鹿児島県	52.9 歳	299 人	334,800 円	383,933 円	361,918 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	— 円	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	50.8 歳	4 人	303,756 円	326,542 円	318,047 円	—	—	—	—

※ 本町においては、技能労務職員の各職種ごとの職員数が少なく、個人が特定されるおそれがあるため、各職種ごとの計上と民間との比較(表自体省略)は記載していません。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		錦江町	鹿児島県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	176,700 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	151,500 円	151,500 円	— 円
	中 学 卒	134,000 円	134,000 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

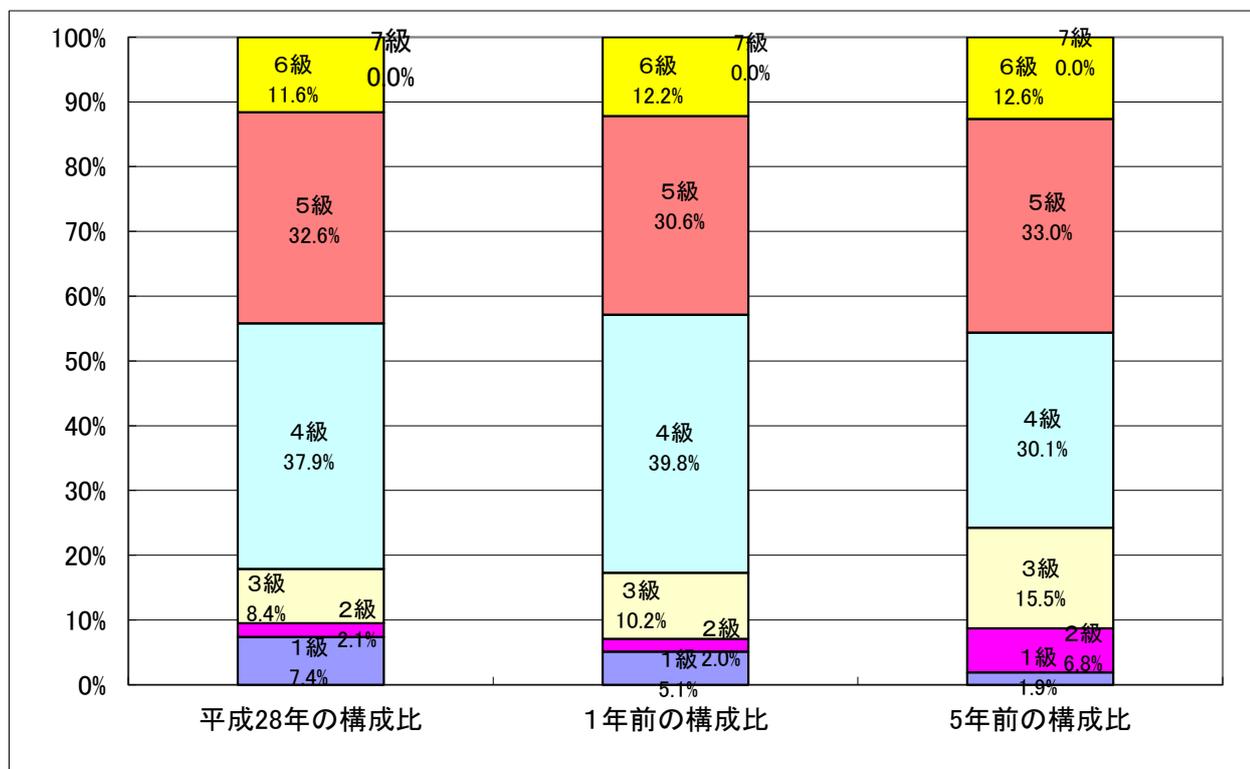
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	261,100 円	356,200 円	389,900 円	404,700 円
	高 校 卒	250,800 円	310,800 円	359,700 円	391,100 円
技能労務職	高 校 卒	215,000 円	262,300 円	290,900 円	301,200 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	・主事補の職 ・主事の職	7人	7.4%	140,100円	246,100円
2級	・特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職	2人	2.1%	190,200円	303,000円
3級	・主査の職	8人	8.4%	226,400円	348,800円
4級	・係長の職	36人	37.9%	259,900円	379,800円
5級	・主幹の職 ・チームリーダーの職 ・課長補佐の職 ・農政技術補佐の職 ・老人福祉センター所長の職	31人	32.6%	286,200円	391,800円
6級	・参事の職 ・課長、支所長及び各委員会の事務局長及び事務局長次長の職	11人	11.6%	317,000円	409,000円
7級	・特に困難な業務を所掌する参事の職 ・特に困難な業務を所掌する課長の職	0人	0.0%	361,300円	443,700円

(注) 1 錦江町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成25年4月から人事評価システムを5級以上の職員へ導入。平成26年4月からは人事評価システムを全職員へ導入。能力評価と業績評価の結果により昇給へ反映させている。昇給の号給数については、4号給（課長職以上3号給）とすることを標準とし、良好でなかった場合は2号給としている。また、55歳以上の職員については、原則として昇給は行わない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

錦江町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,582 千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,623 千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 役職加算5~15%、管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	錦江町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

錦江町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	27.405 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	19,417 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	%		
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※ 平成18年度より全廃

(5) 時間外勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(平成27年度決算)	6,949 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	65 千円
支給実績(平成26年度決算)	8,030 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	78 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する職員数は、「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者13000円、その他6500円、配偶者がいない場合そのうち1人11000円 特定加算5000円	同じ		22,499 千円	255,671 円
住居手当	月額12000円以上の賃貸住宅に住む職員	同じ		7,690 千円	183,085 円
通勤手当	2kmを超え徒歩以外で通勤する者	異なる	上限10,000円	4,831 千円	69,020 円
管理職手当	本給の10%以内で定額の月35,000円又は30,000円	異なる	国は25%以内の定額	5,104 千円	392,631 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	532,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 817,000 円 / 378,500 円
	副市町村長	(760,000 円) 504,000 円 (594,000 円)	678,000 円 / 471,000 円
報 酬	議 長	306,000 円 (— 円)	364,000 円 / 222,000 円
	副 議 長	248,000 円 (— 円)	285,000 円 / 177,000 円
	議 員	227,000 円 (— 円)	263,000 円 / 143,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(26年度支給割合)	
	副市町村長	3.15 月分 (15%加算措置あり)	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市町村長	760,000円×在職月数÷12ヶ月×5.0 594,000円×在職月数÷12か月×2.8	15,200,000 円 任期毎 6,652,800 円 任期毎
備 考	※退職手当の算定は、給料減額前の額を基礎として計算する。		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 町長の給料については、平成22年4月1日から平成29年12月19日の間、30%の減額。
 4 副町長の給料については、平成26年8月1日から平成30年7月31日の間、15%の減額。

6 職員数の状況

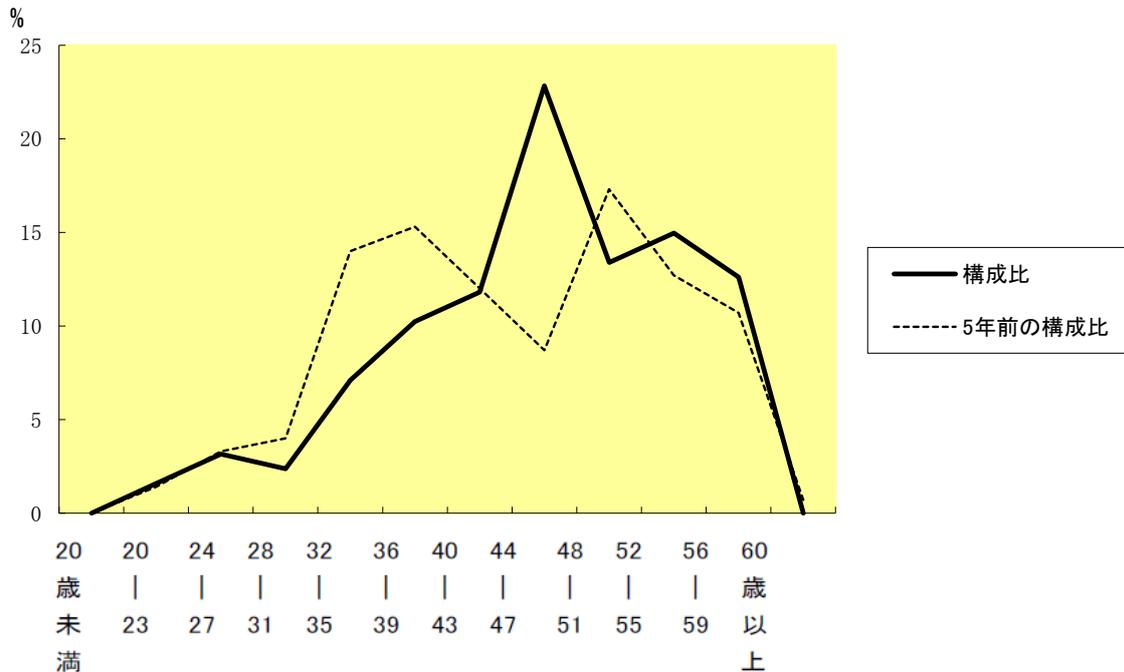
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年度	平成28年度		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	91	88	△ 3	組織再編及び退職者不補充等による減
	計	91	88	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.28 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 126.84 人)
	教育部門	25	25	0	
	消防部門	0	0	0	
	小 計	116	113	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 133.90 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 153.09 人)
公 営 会 企 計 業 部 等 門		16	14	△ 2	事業縮小による退職者不補充等による減
	小 計	16	14	△ 2	
合 計		132	127	△ 5	人口1万人当たり職員数 151.68 人
		[186]	[186]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	2 人	4 人	3 人	9 人	13 人	15 人	29 人	17 人	19 人	16 人	0 人	127 人

(3) 職員数の推移

部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	106人	106人	105人	100人	91人	88人	▲ 18 (83.02%)
教育	23人	23人	22人	18人	25人	25人	2 (108.70%)
消防							
普通会計	129人	129人	127人	118人	116人	113人	▲ 16 (87.60%)
公営企業等会計	16人	15人	15人	16人	16人	14人	▲ 2 (87.50%)
総合計	145人	144人	142人	134人	132人	127人	▲ 18 (87.59%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

※ 平成26年度までの教育部門には、教育長が含まれます。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成27年度	107,206	2,468	25,084	23.4	24.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度	3	12,892	712	5,014	18,618	6,206

(参考)平成26年度平均 一人当たり給与費
千円 6,457

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
錦江町	54.4 歳	373,333 円	512,731 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

錦江町		錦江町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成27年度)		1人当たり平均支給額(平成27年度)	
1,671 千円		1,582 千円	
(平成26年度支給割合)		(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
役職加算5~15%、管理職加算 なし		役職加算5~15%、管理職加算 なし	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

錦江町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	27.405 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 措置(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 該当なし

(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(平成27年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	%		
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※ 平成18年度から廃止

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	148 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	49 千円
支給実績(平成26年度決算)	121 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	30 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度と異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者13000円、その他6500 円、配偶者が不在場合そのうち 1人11000円 特定加算5000円	同じ	なし	553 千円	184,167 円
住居手当	月額12000円以上の賃貸住 宅に住む職員	同じ	なし	- 千円	- 円
通勤手当	2kmを超え徒歩以外で通勤 する者	同じ	なし	144 千円	48 円
管理職手当	本給の10%以内で定額の 月35,000円又は30,000円	同じ	なし	- 千円	- 円